

# OB 会報

第15号

1977.6.18

横浜国立大学  
フューチャークル  
部 O.B会

## OB総会・記念パーティー開催

去る五月二十二日(日)今年度のOB総会ならびに、部創立二十周年記念パーティーが、常盤台の新キヤンパス食堂において、五十名を越える出席者をもって盛大に開かれました。

昨年度は、いまわしい事故が、二件連続して起き、OB会としても、その対策に全力をあげたわけですが、事故後一年、現役の諸君も再建への道を着実に歩みはじめたようです。当日は、関西支部からも、何人かお見えになり、他に、新潟、直江津諏訪、名古屋、京都、京海村等遠方からの出席者も多く、事務局員一同

非常心に強く感じました。是非総会には、委任状を加えて、成立し、昨年度から、繰り越された、会則改正、ならびに、二十周年記念行事等について討議され、ほぼ原案通り、可決承認されました。

出席者

一期 嘉納

二期 井上

三期 齊藤(伸)

四期 諸角

五期 密島

六期 平沼

七期 上原

八期 山本(陽)

九期 丸山

十期 山下、左藤、榎本

十一期 赤松、村松、竹村、中村、小沢、海保

十二期 鈴木、小口、高木

十三期 中村、岩船、井室、小泉、谷島、中島

十四期 萩生田

十五期

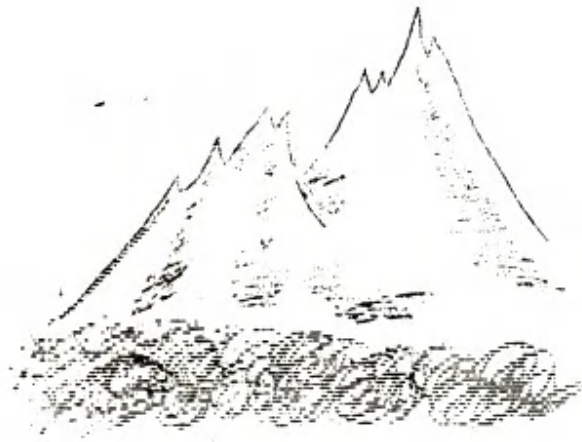
十六期

村田・植松・本多・大竹・板垣・長田  
山崎・三好・佐藤

十七期

梅野・白須・木村・小浜・石川・川俣  
松本・村山・山下・小河・菱沼・市野  
武田

総会において決定した事の概略を  
以下にお知らせしますが、詳しくは  
最後の資料や、会報十四号をご覧ください。



あなたは、正会員？準会員の？

今回の会則改正は、かなり大幅の  
ものであり、多項目にわたっていま  
すが、その趣旨は、現実の活動状況  
に合、た会則の運用しやすい会則に  
する事です。その点、読み比べてい  
ただければ、御理解いただけると思  
います。したがって、会則が改正さ  
れたとい、ても、現実に活動その他  
で変わる事はあまりありません。  
が、しかし、ただ一点、大きく変わる事  
が、あります。  
準会員というものを、は、きり規定  
する事です。  
現在、OB会は、国大ワンゲルを  
卒業したすべてのOBを正会員と法  
動しているわけですが、卒業後、毎  
外へ、あるいは、国内を南へ北へと  
会員の皆さんの活躍へ習性には目  
を逸はらせるものがあります。

そこで、正会員ではあるけれども、  
現奥には、OB会の活動に参加でき  
ない。とか、OB会報等、連絡も特  
に必要ないという方もいるやに聞い  
ております。  
また一方、会費のみでまかなって  
いる会の台所から考えましても、郵  
送料の値上げ等があり、今のままで  
は限界にきております。  
それらを考え合わせ、名簿には  
名前をのせませんが、会報・諸案内等  
は送らない。準会員と、いつものを  
正式に設けることにし、正会員とは  
区別する事にいたしました。  
もちろん、一時休会的に考えるわけ  
です。から、準↓正、正↓準への移  
行は、弾力的に考えていきます。  
よくお考えの上、同封のハガキで  
お答え下さい。へ、これをもちに、名  
簿の作り変え、会計の書類作りをし  
ますので、全員お送り下さい。( )

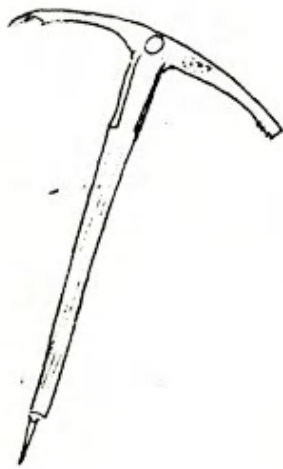
スカイライン出版  
十周年と十五周年の過去二回、記念  
特集号を発行いたしました。二十  
周年においては、より一層充実した  
スカイラインを目指して、編集にと  
りかかっています。  
内容等につきましては、最後の資  
料にある通りです。へ、千円カニパも  
御了承下さい。なるべくたくさん  
の方の原稿をのせ、現役・OBの広  
場の一つにしたいと考えております。  
つきましては、テーマ、自由投稿  
山小屋の事等のうち、何か一つを選  
んで、一文お書き下さい。原稿は、  
七月中に、編集委員会までお寄せ下  
さい。  
また、スカイラインの中に、写真  
も入れたいと思っておりますので、  
「これは、」  
と思われる写真が取りましたら、同  
封していただけたらと助かります。



へネがでなくてもけっこうです。座輿ですが、ワングルの名物男。名物の選挙もする事になりました。同封のハガキのその欄にこんな基準ででも結構ですから、お名前を書いでおよせ下さい。へ同期でなくても結構です。)

あて先および問い合せ先  
236 横浜市中区金沢区釜利谷町五

045  
(781)  
1  
5179 小泉啓治



夏には、山小屋へ!!

二十周年記念行事の一環として、在記の要領で、山小屋へ、新旧のB集結して、楽しい一夜をすごそうと計画していきます。山小屋も落成以来十年を経て、私たちがかり足着し、四季を通じて、私たちがのびるさとなつていきます。Bも多いため一度もいらしていただく機会におさそい合わせの上是非おいで下さい。御家族での参加も大歓迎です。

一日時記 八月二十七日(土) 午後二時(可)

一、集合方法 現地集合・現地解散  
参加者 現地集合・現地解散  
お下参の都合あり手紙の  
お下参の都合あり手紙の  
お下参の都合あり手紙の

045-471-8383 山下久男

## 20周年記念行事 スカライン 編集について.

**編集方針.** 創部以来 20年を経たワニゲルにかつて、そして今 さまざまな形をかかわっている OB や現役 全員にとって、ワニゲルとは、何なのかを見つめるものとしたい。そこで、それぞれに違いがあると思われるが、自分は、ワニゲルから何を得たか、(又は失ったか)、今現在の生き方に、ワニゲルは、どんな影響をおよぼしているか、というテーマで編集したいと考えている。

**主テーマ.** 今の自分に、ワニゲルは、どう影響しているか?

**その他.** 山行記録、'72.1.以降  
総括 '72~'76.  
座談会(どきりば)  
裏話  
Y.W.U.名物人間  
山小屋より  
現役より  
自由投稿  
名簿 etc

**予算.** 週刊誌大、140ページ前後 (10周年スカライン並み) で、50万円。(300部) かかる見込みです。  
OB会で300部のうち、200部必毎と仮定するので、部数割にて、現役16万、OB会34万の負担を考えています。  
通常の資金から15万程度は、出せるので、残り19万の割については、1部につき、1000円のカンパをお願いする事になります。

### スカライン編集(準備)委員会

上原(9期)	山下(17期)
山下(12期)	海野(19期)
村松(13期)	磯尾(19期)
鶴岡(14期)	中村(19期)
小泉(15期)	古橋(20期)
萩生田(15期)	青山(20期)
村田(16期)	

横浜国立大学 W.V 部 OB 会 会計報告 昭和 51 年度分

収入の部 ————— 312,869 円

内訳	前年度より繰り越(金)	28,958 -
	OB 会費	182,870 -
	故徳繁君御褒章より	100,000 -
	総会関係剰余金	1,041 -

支出の部 ————— 124,306 円

内訳	山小屋借金返済	20,000 -
	総会々場費	8,000 -
	故大島君生花代	10,000 -
	OB 会報印刷費	54,600 -
	通信費	29,306 -
	(報告書・会報・総会)	
	事務費	2,400 -

差引残高 ————— 188,563 -

残高は、来年度の活動資金として繰り越し致します。

以上、相違御座居ません。報告致します。

会計 小泉啓治 (印)







#### 第4章 役員

第10条 本会は以下の役員を置く

- 会長
- 事務局長
- 各専門委員長
- ワンダーフォーゲル部派遣顧問
- 地方支隊長
- 会計

第11条 会長は総会の特別決議により選任され、会を代表し、会則に定める事項を行う

第12条 事務局長は事務局長の指名したものを総会の特別決議により任命する。

第13条 ワンダーフォーゲル部派遣顧問は事務局長の推薦し、総会特別決議により任命され0日の総会に基づきワンダーフォーゲル部に指導と助言を与える

第14条 会計は事務局長の指名に基づき、総会の決議により任命する。

#### 第5章 総会

第15条 総会は会の最高の意志決定機関である。

第16条 総会は正会員により構成される。

第17条 総会は年一回定期的に正会員の集合に便利な地に於て開催される。その定期総会は会長がこれを招集する。

第18条 会長が必要と認めた場合会長は総会を招集できる。

第19条 正会員は総会に於て各目的議決権を有し総会に出席し意見を述べることが出来る。

第20条 前条の議決権は総会毎に書面によりその行使を他の正会員に委任することが出来る。

第21条 総会は全正会員の過半数の出席がなければこれと同一ことができない。

第22条 会長は第17条、第18条に規定する他に、次の場合総会を招集しなければならない。

- (1) 事務局が総会招集の決定をしたとき
- (2) 全正会員の10分の1以上から請求のあるとき

第23条 総会の決議は出席会員の過半数の賛成により成立する。但し特別決議によるべき場合は3分の2以上多数の賛成にしなければならない。

第24条 総会はその決議により議長の選任、議事録の作成保存等議事の運営についての細則を定めることができる。

#### 第6章 事務局

第25条 事務局員は正会員でなければならない。

第26条 事務局員はこの会の会則、総会の決議、事務局の決定に従い予算の執行、その総会の事業を執行する権利を有する。

第27条 事務局員の数は15名以内とし、総会の決議により正会員中より選任される。

第28条 事務局員は総会の特別決議により解任することができる。

第29条 事務局員は己むを得ざる事由のあるときはこれと事務局員に告げ下りて辞任することができる。

…決議により

…決議により

総会決議

(削除)

(削除)

…の決議により



オ30条 事務局員は全員で事務局を構成し、事務局員のうちから事務局を代表する事務局長を指名する

オ31条

- (1) 事務局は総会の決議事項として特にこの会則に規定のある事項以外の会の運営に関する事項につき決定をする他、この会則の定めるところにより会の事業をおこなう。
- (2) 事務局の決定は総会の決議と抵触しない範囲で効力をもち
- (3) 事務局の決定に関しては事務局長より会長に報告し、会長その他によって全正会員に公示しなければならない。
- (4) 事務局の決定に関し会長が第5章、第18条により総会を招集した場合には事務局はその執行を総会に於て当該決定に対する支持決議のあるまで中止しなければならない。
- (5) 事務局の決定に関しその公示の日より起算して2週間以内に第5章オ22条オ2項の請求と共に、当該決定の執行中止を求められたときは事務局はその執行を総会に於て当該決定に対する支持決議のあるまで中止しなければならない。

…は活動状況および決議事項を記録・保管するとともに…

オ32条

- (1) 事務局が決定するに当っては事務局長の招集各委員長の請求、事務局員三名以上の請求により事務局会議を開催する。
- (2) 事務局会議は全事務局員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- (3) 事務局の決定は出席事務局員の過半数の賛成により成立する。
- (4) 正会員は事務局会議を傍聴することができる。

(前除)

(2)

(3)

オ33条 事務局は決定により事務局員中より会の会計事務を行なう者を指名する。

オ34条 事務局は執行事務遂行のために専門委員会を設置することができる

オ35条

- (1) 専門委員会の設置は総会の承認を得なければならない。
- (2) 専門委員会の委員長は事務局の決定により事務局員中より選任する。
- (3) 専門委員会の委員長は委員会の運営経過を事務局に報告しなければならない。
- (4) 事務局は専門委員会に対する細則をつくることができる。

オ36条

- (1) 事務局にその決定の内容、決定のあった年月日事務局員各自の賛否を記載した記録書をつくり事務局員がその認証をしたうえで事務局員がこれを保管しなければならない。
- (2) 前項の記録書は正会員より請求のあったときはその閲覧に供するものとする。

第7章 地方支部

オ37条 本会は総会の特別決議により地方支部を置く

…決議

第38条 地方支部は支部の統括責任者たる地方支部長  
支部の会計事務を行なう者を選出する。

第40条 地方支部の活動については、本会会則の基  
き、かつ年二度以上事務局宛活動報告を行な  
わなければならない。

第8章 会計

第41条 本会の会計は以下の収入による  
。会費、入会金、寄附金、その他

第42条 本会の会計年度は毎年10月1日より翌年  
9月30日迄とする。

第43条 会計毎各会計年度終了後報告又は会報を通  
じて会計報告を提出しない総会を承認する。

第44条 正会員の会費は年1000円以上とし毎年9月  
末日迄に会計、支部に送る。正会費は地方支  
部会計に納める。但し一会計年度に終身会費  
として1万5千円を納めこれにかえることが  
できる。

第45条 準会費は入会金千円を納める

第46条 準会費より正会費になるときは入会金500円  
を納める。

第47条 家族会費は入会金百円を納める。

地方支部は事務局の定める地方支部会計細則  
に基づき会計を行なう。

第48条 すでに納められた会費、入会金、寄附金と  
返還しない。

第9章 入会・脱会・退会・除籍

第49条 正会費は本人が入会の意を表明し総会で  
承認された後に入る。

第50条 準会費は本人の意を表明又は事務局の指名  
により総会で承認されたもの。

第51条 準会費は本人の意を表明により総会で承認  
され正会費になることができる。

第52条 家族会費は正会費の申請に基づき入会する。  
家族会費は本人の意志を事務局に告げたとこ  
脱会することができる。ただし脱会以前の  
会への債務はこれを履行しななければならない。

第53条 会費が死亡もしくは3年以上行方不明の場  
合には除籍する。

第54条 本会の名譽を棄損したる者および理由なく  
1年以上本会に対する債務を怠った者は総会  
の決議により本会より退会せしめる。ただし  
退会前の債務はこれを併留する。

付則

第55条 本会会則の改正は総会の  
特別決議による。

昭和37年 9月 起草  
昭和37年 11月 4日 施行  
昭和40年 11月 3日 一部改正案  
昭和41年 1月 1日 発効

(削除)

毎年10月1日より翌年9月30日迄

...年...以上...  
...但し...  
...地方支部...  
...として...

(削除)  
(削除)

(削除)

本会の名譽を棄損したるものは  
総会の決議により除籍する。理由  
なく1年以上本会に対する債務を  
怠った正会費は総会の決議によ  
り準会費とすることができる。  
ただし、正会費時の債務はこれ  
を併留する。

...決議による

昭和52年5月22日 改正

事務局より

☆本年度の事務局員が、総会において次のように決まりました。二十周年を一つの機会として、より活発な活動をと、張り切っておりま

松本 (一〇)	吉野 (二期)
井上 (三)	香藤 <sup>伸</sup> (四)
亀井 (五)	密島 (六)
八島 (七)	田中 (八)
上原 (九)	山本 (十)
丸山 (十一)	山下 (十二)
海保 (十三)	鶴岡 (十四)
小泉 (十五)	三好 (十六)
小浜 (十七)	

☆総会において、同面支部より現役に金一封の寄付がありました。中身はよく知りませんが、十万円とか。ここに御報告いたします。

あとがき



例年秋ごろ出す〇〇会報ですが、本年度は、総会后、早速確認・お願

いする件がたくさんありましたので、このような形をとる事になりました。

それにつけても、会費等のあつまりの悪さから考えて、ハガキの回収がどの程度できるか、また、原稿がどの位集まるかと心配に存ります。

この心配が、杞憂である事を、祈り